

令和4年 No24

- 国立大学法人東京学芸大学役員会規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則等の一部を改正する細則の制定
- 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項の制定

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止及び事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学役員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学役員会規定等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学役員会規程（平成16年規程第32号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程（平成16年規程第33号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）

国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則等の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第4号

国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則等の一部を改正する細則

次に掲げる細則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則（平成16年細則第14号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則（平成16年細則第15号）

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年3月4日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項（平成22年3月4日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項（平成22年3月4日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年3月17日制定）
- (5) 全学フォーラムの開催に関する要項（平成22年11月18日制定）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学PD推進本部要項（平成30年4月19日制定）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項（平成31年3月7日制定）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項（平成31年3月7日制定）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年2月2日制定）

国立大学法人東京学芸大学役員会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 役員会は、学長の決定に先立ち、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) <u>中期目標について文部科学大臣に対し述べる意見に関する事項</u></p> <p>(2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 講座、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 役員会は、学長の決定に先立ち、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) <u>中期目標について文部科学大臣に対し述べる意見及び年度計画に関する事項</u></p> <p>(2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 講座、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本学の経営（この条において「経営」という。）に関するもの</p> <p>(2) <u>中期計画</u>に関する事項のうち、経営に関するもの</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他経営に関する重要事項</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本学の経営（この条において「経営」という。）に関するもの</p> <p>(2) <u>中期計画及び年度計画</u>に関する事項のうち、経営に関するもの</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他経営に関する重要事項</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) <u>中期計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事の方針，基準及び手続きに関する事項 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項 <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの (2) <u>中期計画及び年度計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事の方針，基準及び手続きに関する事項 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項 <p>[省略]</p>

立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）並びに<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）</u>の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）並びに<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条及び第34条に規定する各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）</u>の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(監査事項)</p> <p>第2条 規程第3条各号に規定する監事監査の監査事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務監査</p> <p>ア 業務方法書及び諸規程等の整備状況並びに実施状況</p> <p>イ <u>中期計画</u>の実施状況</p> <p>ウ 組織運営及び人事管理の状況</p> <p>エ その他監事が必要と認める事項</p> <p>(2) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(監査事項)</p> <p>第2条 規程第3条各号に規定する監事監査の監査事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務監査</p> <p>ア 業務方法書及び諸規程等の整備状況並びに実施状況</p> <p>イ <u>中期計画及び年度計画</u>の実施状況</p> <p>ウ 組織運営及び人事管理の状況</p> <p>エ その他監事が必要と認める事項</p> <p>(2) [省略]</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(監査事項)</p> <p>第2条 規則第3条各号に規定する内部監査の監査事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務監査</p> <p>ア 業務方法書及び諸規程等の整備状況並びに遵守状況</p> <p>イ <u>中期計画</u>の実施状況</p> <p>ウ 組織運営及び人事管理の状況</p> <p>エ その他業務に関する事項</p> <p>(2) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(監査事項)</p> <p>第2条 規則第3条各号に規定する内部監査の監査事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務監査</p> <p>ア 業務方法書及び諸規程等の整備状況並びに遵守状況</p> <p>イ <u>中期計画及び年度計画</u>の実施状況</p> <p>ウ 組織運営及び人事管理の状況</p> <p>エ その他業務に関する事項</p> <p>(2) [省略]</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(3) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(4) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</u></p> <p><u>(5) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</u></p> <p><u>(6) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(7) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 教育活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(4) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(5) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</u></p> <p><u>(6) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</u></p> <p><u>(7) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</u></p> <p><u>(8) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 情報基盤整備に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) 情報化施策の企画・立案及び実施に関する業務</u></p> <p><u>(3) 情報化の推進及び運用に関する業務</u></p> <p><u>(4) 情報基盤の最適化と統制に関する業務</u></p> <p><u>(5) 情報セキュリティに関する業務</u></p> <p><u>(6) その他情報化推進に関する業務</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 情報基盤整備に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 情報基盤整備に関する次期中期目標及び中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) 情報化施策の企画・立案及び実施に関する業務</u></p> <p><u>(4) 情報化の推進及び運用に関する業務</u></p> <p><u>(5) 情報基盤の最適化と統制に関する業務</u></p> <p><u>(6) 情報セキュリティに関する業務</u></p> <p><u>(7) その他情報化推進に関する業務</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 社会連携及び社会貢献に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p>(2) 産学連携事業の推進</p> <p>(3) 地域連携事業の推進</p> <p>(4) 生涯学習事業の推進</p> <p>(5) その他社会連携及び社会貢献を推進するために必要な業務</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 財務・研究推進部長</p> <p>(4) 研究・連携推進課長</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 社会連携及び社会貢献に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 社会連携及び社会貢献に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</u></p> <p>(3) 産学連携事業の推進</p> <p>(4) 地域連携事業の推進</p> <p>(5) 生涯学習事業の推進</p> <p>(6) その他社会連携及び社会貢献を推進するために必要な業務</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 財務・研究推進部長</p> <p>(4) 研究・連携推進課長</p> <p><u>(5) 現職教育支援課長</u></p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 国際連携及び国際交流に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(3) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</u></p> <p><u>(4) 国際交流活動及び国際協力活動の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(5) 留学生交流の基本方針の策定、企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(6) 国際交流会館の管理運営に関する重要事項の審議</u></p> <p><u>(7) 東アジア教員養成国際コンソーシアム事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(8) 留学に関わる学生派遣及び受入れプログラムの実施に関する業務</u></p> <p><u>(9) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(10) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 国際連携及び国際交流に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 国際連携及び国際交流に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(4) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</u></p> <p><u>(5) 国際交流活動及び国際協力活動の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(6) 留学生交流の基本方針の策定、企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(7) 国際交流会館の管理運営に関する重要事項の審議</u></p> <p><u>(8) 東アジア教員養成国際コンソーシアム事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(9) 留学に関わる学生派遣及び受入れプログラムの実施に関する業務</u></p> <p><u>(10) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(11) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p>

全学フォーラムの開催に関する要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（議題）</p> <p>第3条 全学フォーラムは、次に掲げる事項について議論する。</p> <p>(1) 本学を取り巻く最近の情勢</p> <p><u>(2) その他本学に関わる重要な事項</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（議題）</p> <p>第3条 全学フォーラムは、次に掲げる事項について議論する。</p> <p>(1) 本学を取り巻く最近の情勢</p> <p><u>(2) 本学の年度計画の周知等</u></p> <p><u>(3) その他本学に関わる重要な事項</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学PD推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) PDに関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) PDに係る基本方針の策定</u></p> <p><u>(3) 職員のための、能力開発の推進に向けた研修、諸施策の企画・立案・実施及び支援に関する業務</u></p> <p><u>(4) その他PD活動推進のために必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) PDに関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) PDに関する次期中期目標及び中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) PDに係る基本方針の策定</u></p> <p><u>(4) 職員のための、能力開発の推進に向けた研修、諸施策の企画・立案・実施及び支援に関する業務</u></p> <p><u>(5) その他PD活動推進のために必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学戦略評価推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>中期目標及び中期計画</u>の原案に関すること。 (2) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。 (3) 認証評価への対応に関すること。 (4) 法人評価への対応に関すること。 (5) 自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (6) 各種のデータの収集・分析に関すること。 (7) その他企画調査及び点検評価に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する理事、副学長 若干名 (2) 学長が委嘱する学長補佐 若干名 (3) <u>経営企画室長</u> (4) 総務部担当課長（戦略） (5) その他必要に応じて学長が委嘱する教員 <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>中期目標・中期計画及び年度計画</u>の原案に関すること。 (2) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。 (3) 認証評価への対応に関すること。 (4) 法人評価への対応に関すること。 (5) 自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (6) 各種のデータの収集・分析に関すること。 (7) その他企画調査及び点検評価に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する理事、副学長 若干名 (2) 学長が委嘱する学長補佐 若干名 (3) <u>学長室長</u> (4) 総務部担当課長（戦略） (5) その他必要に応じて学長が委嘱する教員 <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 広報に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) 広報に関する分析・調査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学内外の広報に関する情報収集・発信に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他広報活動に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 広報に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 広報に関する次期中期目標及び中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) 広報に関する分析・調査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学内外の広報に関する情報収集・発信に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他広報活動に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正による年度計画の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</u></p> <p><u>(2) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案</u></p> <p><u>(3) 大学と附属学校の共同研究の推進</u></p> <p><u>(4) センターの研究活動の推進</u></p> <p><u>(5) 受託研究及び共同研究の受入</u></p> <p><u>(6) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進</u></p> <p><u>(7) 若手教員等研究支援の推進</u></p> <p><u>(8) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。</u></p> <p><u>(9) その他研究活動の推進に必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u></p> <p><u>(2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案</u></p> <p><u>(3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案</u></p> <p><u>(4) 大学と附属学校の共同研究の推進</u></p> <p><u>(5) センターの研究活動の推進</u></p> <p><u>(6) 受託研究及び共同研究の受入</u></p> <p><u>(7) 科学研究費助成事業等外部資金導入の推進</u></p> <p><u>(8) 若手教員等研究支援の推進</u></p> <p><u>(9) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他研究活動の推進に必要な業務</u></p> <p>〔省略〕</p>